

にして此恩命に浴せしは、氏を以て嘯矢となす。

関連事項

① 規則小改正

明治四十三年三月九日、東京美術学校規則が一部改正された。改正点は次のとおりである。

一、第八章 図画師範科規程の第五十五条に「但シ私費生ト爲スコトアルヘシ」の語句が付け加えられた。

二、同章第五十八條〜六十條が次のように改められ、図画師範科卒業生も研究科在学が認められた。

第五十八條 第五十三條ニ依リテ退學ヲ命シタルモノ、外在學

中半途ニシテ退學スル者又ハ除名若クハ退學ヲ命セラレタル

モノハ既ニ支給セラレタル學資及授業費ヲ償還スヘシ

但シ疾病傷痍又ハ酌量スヘキ事情アルトキハ償還スヘキ學

資及授業費ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十九條 圖畫師範科卒業生ニシテ研究科ニ入學セントスル

モノアルトキハ時宜ニ依リ二學年以内ヲ限リ入學ヲ許可スル

コトアルヘシ

第六十條 第三章第四章第七章第九章第十二章ノ規程ニシテ本

規程并ニ圖畫師範科生徒ニ關スル諸規程ト牴觸セサルモノハ

圖畫師範科生徒ニ之ヲ準用ス

三、第十二章 授業料及其他の費用に關する規程の第九十條、九十

一條が次のように改正された。

第九十條 授業料ハ一學年金貳拾圓ト定ム

研究生、圖畫師範科生徒及實業學校教員養成規程ニ依レル學

資補給生ヨリハ授業料ヲ徴收セス

第九十一條 授業料ハ毎年九月ハ金八圓ヲ一月四月ハ金六圓ヲ

各其月ノ十五日ヨリ五日間ニ本校收入官吏ニ納付スヘシ

但シ一旦納付シタル授業料ハ如何ナル事故アルモ返付セス

(以上引用は『東京美術学校一覽 從明治四十三年
至明治四十四年』)

② 図画師範科卒業生服務規則改正

明治四十三年三月十日、文部省令第二号により次のように改正がなされた。

東京美術學校圖畫師範科卒業生服務規則

第一條 東京美術學校圖畫師範科卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ

左ノ期間引續キ教育ニ關スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

一 學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ五箇年

二 學資ノ支給ヲ受ケサル者ハ二箇年

第二條 東京美術學校圖畫師範科卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ

左ノ期間文部大臣ノ指定ニ從ヒ奉職スル義務ヲ有ス

一 學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ二箇年

二 學資ノ支給ヲ受ケサル者ハ一箇年

第三條 東京美術學校圖畫師範科卒業生ニシテ特別ノ事情ニ依リ

第一條ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル者ハ其ノ理由ヲ具シ東京

美術學校長又ハ地方長官ヲ經テ義務ノ猶豫又ハ免除ヲ文部大臣

ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ出願シタル者アルトキハ東京美術學校長又ハ地方長官ハ事實ヲ審査シ意見ヲ具シテ願書ヲ進達スヘシ

第四條 東京美術學校圖書師範科卒業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アリタルトキハ文部大臣ノ指揮ニ依リ學資ノ支給ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ在學中ニ於ケル授業費及學資、學資ノ支給ヲ受ケサル者ニ在リテハ授業費ヲ償還セシム 但シ情狀ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルベシ

一 第一條ノ義務ヲ履行セサル者

二 服務年限中懲戒免職又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタル者
前項授業費ノ金額ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ
第五條 東京美術學校圖書師範科卒業者ニシテ服務年限中研究科等ニ入學セムトスル者アルトキハ時宜ニ依リ許可スルコトアルヘシ

第六條 東京美術學校圖書師範科卒業者ニシテ第三條ニ依リ其義務ヲ猶豫セラレタルトキ又ハ前條ニ依リ研究科等ニ入學シタルトキハ其ノ猶豫又ハ在學ノ期間ハ服務年數ニ算入セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

本令施行以前ニ入學シタル者ノ服務年限ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

（『東京美術學校一覽 從明治四十三年至明治四十四年』）

③ 図画師範科規程小改正

明治四十三年十一月一日、文部省令第二十七号により図画師範科履習科目の「倫理」は「修身」と改称された。

④ 狩野芳崖遺墨展覽會

明治四十三年十一月十三日、故狩野芳崖の二十三回忌にあたり岡倉秋水、本多天城をはじめとする門人は追弔祭を催し、これとあわせて本校で芳崖遺墨展が開かれた。『東京美術學校校友会月報』第九卷第二号には次のように記されている。

○芳崖翁遺墨展覽會 故狩野芳崖翁遺墨展覽會は、十月廿日より十一月十五日迄東京美術學校會議室「もとの俱樂部」に於て開催され、會場中央の一室には祭壇を設け、故人の肖像を飾り香華を供へたり。陳列品は同校並に各名家が秘藏せる故人の作品多數にて孰れも雄勁潤達なる趣致を示し、坐ろに我か明治美術壇の先人を追懷せしめたり。その出品の重なるものは、概ね鳴津公爵家の秘藏に係り、故人の絶筆なりといふ「巖に雉子」其中にも優れ之と相並びて「檜に鷹」亦以て双璧とすべく、「月見布袋」「山水圖」「山中人物」並びに「犬追物」の二幅對など頗る嘆賞すべき作品にして、又東京美術學校の出品としては、例の有名なる「慈母觀音」を首に、「達磨」「月夜山水」等あり。又岡倉覺三氏（マコト）の所藏せる「雪の山水」並びに「櫻の下繪」は故フェノロサ氏が故人の非凡なる技術を見出せしものゝよしにて、亦珍重すべきものとす。此他米國ボストン博物館に所藏せらるる遺墨凡九點をも寫眞に撮影して出品したるが、此畫は初めて見し人多かりしならん。